き再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。）であること。

⑶　会社に求める施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。

㋐　同種工事（下記①、②を必要とする。）

①　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）50m以上のコンクリート橋脚を新設した工事

②　大口径深礎工法（φ5.0m以上）により施工した杭長15m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない）

3　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４－３－１　城山トラストタワー11Ｆ
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600

⑵　開札（入札執行）の日時及び場所

①　電子入札による入札の締切　平成27年１月26日（月）から平成27年１月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで

②　郵送による入札書の提出期限（紙入札参加の届出を行った場合、書留郵便に限る）
平成27年１月28日（水）16時00分までに記３まで持参若しくは郵送すること。

③　開札日時　平成27年１月29日（木）11時00分

④　開札場所　中日本高速道路株式会社　東京支社

4　その他

⑴　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

5　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Chubuodan Expressway The Shin-Shimizu JCT H Ramp Bridge other 4 Bridges (Substructure)

⑷　Contact point for tender documentation : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011, Japan. Tel. 03―5776―5600

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成26年12月９日
支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　井上　一徳
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

○第30号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務の名称　シュワブ（H26）ジュゴン監視等業務（その２）

⑶　業務内容　本業務は、キャンプ・シュワブ沿岸域等におけるジュゴンの監視業務等を行うものである。
①　ジュゴン行動監視調査　一式
②　海草藻場の利用状況に関する調査検討　一式

⑷　履行期限　平成28年３月31日

⑸　その他　本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。
なお、紙見積合わせ方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙見積合わせ方式参加承諾願を提出するものとする。

2　参加資格、選定基準及び評価基準
技術提案書の提出者は、⑴に掲げる条件を満たしている単体企業又は⑵に掲げる条件を満たしている共同体である。

⑴　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない。

イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「環境等」に係る級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

ウ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、沖縄防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でない。

エ　同種又は類似業務の実績

オ　参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がない（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

カ　配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係がある。

キ　配置予定技術者の資格

ク　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

ケ　配置予定管理技術者の平成26年12月９日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が４億円未満かつ10件未満である。
手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

コ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

⑵　共同体
⑴に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年12月９日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより装備施設本部長からシュワブ（H26）ジュゴン監視等業務（その２）に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の決定を受けている者である。

⑶　技術提案書の提出者を選定するための基準

ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　業務実施体制の妥当性

エ　配置予定担当技術者の経験

⑷　技術提案書を特定するための評価基準

ア　配置予定管理技術者の経験及び能力
配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績

イ　配置予定担当技術者の経験
同種又は類似業務の実績

ウ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性

エ　特定テーマに対する技術提案

3　手続等

⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　ＴＥＬ098―921―8131（内線155）ＦＡＸ098―921―8167